

○香芝市文化財保護条例

平成5年3月18日

条例第3号

改正 平成17年3月18日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、市内に存する文化財のうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(平17条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 法第2条第1項第1号から第4号までに規定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (2) 国指定文化財 法第27条、第71条第1項、第78条第1項、第109条第1項又は第2項の規定に基づき指定された文化財又は法第147条第1項の規定に基づき選定された文化財の保存技術をいう。
- (3) 県指定文化財 奈良県文化財保護条例(昭和52年3月奈良県条例第26号。以下「県条例」という。)第4条第1項、第25条第1項、第31条第1項、第38条第1項の規定に基づき指定された文化財又は県条例第47条第1項の規定に基づき選定された文化財の保存技術をいう。

(平17条例12・一部改正)

(市民及び所有者等の心構え)

第3条 市民は、文化財の愛護に努めるとともに、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこの条例の規定に基づいて行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 道路その他の土木工事又は住宅地造成等の開発行為を行う者は、事業活動の実施に当たっては、文化財が保護されるよう配慮し、保存に協力しなければならない。

(財産権の尊重等)

第4条 教育委員会は、この条例の執行にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第5条 教育委員会は、市内に存する文化財のうち市にとって重要なもの(国指定文化財及び県指定文化財を除く。)を香芝市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定により指定しようとする文化財が、有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物であるときは、教育委員会は、あらかじめ、当該文化財の所有者又は権原に基づく占有者あるいは保持者若しくは保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、その者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ香芝市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。

(解除)

第6条 教育委員会は、市指定文化財がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、前条第4項中「指定をしたとき」とあるのは、「指定を解除したとき」と読み替えるものとする。

3 市指定文化財が国指定文化財又は県指定文化財とされたときは、第5条第1項の規定による指定は、解除されたものとする。

4 前項の規定に基づき指定が解除されたときは、教育委員会は、当該文化財の所有者等に通知するものとする。

5 前項又は第2項において準用する前条第4項の規定による市指定文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該文化財の所有者等であった者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理等)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び教育委員会

の指示等に従って市指定文化財を管理しなければならない。

- 2 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとする。

(所有者等の届出義務)

第8条 次の各号の一に該当するときは、当該文化財の所有者等は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- (2) 市指定文化財の所有者等の氏名、名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
- (3) 市指定文化財の所在の場所を変更したとき。
- (4) 市指定文化財を修理しようとするとき。(次条第1項の規定による補助並びに第10条第1項及び第2項の規定による勧告によって修理を行う場合を除く。)

(補助)

第9条 国指定文化財、県指定文化財又は市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該文化財の所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該文化財の所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 教育委員会は、前項の補助金を交付する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 補助金の交付を受けた所有者等が、次の各号の一に該当したときは、市は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (2) 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき。
  - (3) 前項の規定により付された条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第10条 市指定文化財の管理が適当でないため、当該文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、その所有者等に対し、管理方法の改善等管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定文化財がき損している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、教育委員会は、当該文化財の所有者等に対し、修理に関し、必要な措置を勧告するこ

とができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいて行う措置に要する経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で当該文化財の所有者等に対し、市は補助金を交付することができる。

4 前項の規定により、市が補助金を交付する場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第11条 市指定文化財の所有者等が、当該文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(環境保全)

第12条 教育委員会は、市指定文化財の保護のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対して、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(公開)

第13条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、一定の期間を限って、市又は教育委員会が行う公開の用に供するため、市指定文化財の公開又は出品を求めることができる。

2 前項の規定による公開又は出品のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

3 第1項の規定による公開又は出品したことに起因し、当該文化財が滅失し、又はき損した場合は、市は、その所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、その所有者等の責に帰すべき事由により滅失し、又はき損したときは、この限りでない。

(調査等)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等の同意を得て当該文化財を調査若しくはその現状、管理又は修理の状況について、報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第15条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新たにその所有者等になった者は、当該文化財に関し、この条例の規定に基づいてする教育委員会の勧告、処分等変更前の所有者等の権利義務を承継する。

(審議会の設置及び任務)

第16条 教育委員会に香芝市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10名をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第12号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。